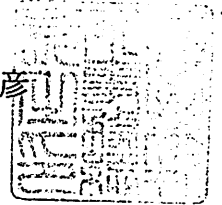


令和元年5月30日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

令和元年5月30日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、「本件対象文書が本当に不開示情報に相当するかどうか不明であるし、少なくとも、それぞれの実務修習地から送付された枚数までが不開示情報に相当するとは思えない」と主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

全国の実務修習地から送付された、71期司法修習生に関する、罷免、修習の停止、戒告の該当事由及び非違行為の報告

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成31年3月26日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書には、第71期司法修習生の氏名や行状等が記載されており、

これらは個人識別情報に該当し、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当する。

また、本件対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題及び様式等を含む本件対象文書に記載されている情報並びに実務修習を委託している各配属庁会から送付された本件対象文書の枚数は、全体として、公にすると、司法修習生の非違行為等に関する調査事項や調査量、提出された資料の内容及び分量が推知されることになり、今後の公正かつ円滑な調査及び資料収集事務に好ましくない影響を与えるなど、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、法第5条第6号ニに定める不開示情報に相当する。

したがって、標題及び様式等を含む本件対象文書に記載されている情報並びに実務修習を委託している各配属庁会から送付された本件対象文書の枚数は、全体として法第5条第1号及び第6号ニに規定する不開示情報に相当する。

イ よって、原判断は相当である。